

生産緑地買取・活用支援事業実施要綱

制定 令和2年3月31日付31産労農振第2542号

改正 令和3年3月31日付2産労農振第3060号

改正 令和4年8月1日付4産労農振第1009号

(目的)

第1 この要綱は、相続等により買取り申出された生産緑地及び当該生産緑地を主として一体的に農的に利用する市街化区域内農地(以下「生産緑地等」という。)について、区市がこれを購入し、福祉農園など農的に利用するために必要な支援策を行うことにより、都市部にある農地の宅地化を抑制し、多面的機能を有する農地を確実に保全していくことを目的とする。

(定義)

第2 この要綱における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 農地 農地法(昭和27年法律第229号)第2条第1項に定める農地
- (2) 生産緑地地区 生産緑地法(昭和49年法律第68号)第3条第1項で定める区域
- (3) 生産緑地 生産緑地法第3条第1項の規定により定められた生産緑地地区の区域内の土地及び森林
- (4) 市街化区域内農地 市街化区域内にある農地のうち、生産緑地以外の農地

(支援対象)

第3 本事業による支援の対象は、生産緑地地区の指定がある区市(以下「対象区市」という。)とする。

(事業の内容)

第4 本事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 生産緑地等の買取支援
- (2) 買取生産緑地等の活用支援
- (3) 生産緑地買取・活用支援事業の推進

(事業の実施に係る承認)

第4の2 財団は、生産緑地買取・活用支援事業を実施する場合に当たっては、事業の実施手順を定めた実施要綱及び補助金交付要綱（以下「要綱等」という。）を作成し、様式1号により知事に承認申請を行うものとする。改正する場合も同様とする。

2 知事は、財団が前項で申請した要綱等について、適正と認めるときはこれを承認するものとする。

(生産緑地買取・活用支援基金の造成)

第5 第4の(1)及び(2)の事業を実施するに当たり、公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下「財団」という。）に生産緑地買取・活用支援基金の造成をする。知事は、基金の造成に当たっては、財団にその資金を出えんする。

2 財団は、基金の管理に当たって必要な事項を明記した規程を定め、知事の承認を得るものとする。この場合、第4の2の規定を準用する。

(生産緑地等の買取支援)

第6 財団が実施する第4の(1)の事業は、対象区市が、生産緑地等を農的に利用することを目的に購入する際の経費の一部を補助する事業とし、その内容は次の(1)から(4)までに掲げるとおりとする。

(1) 補助事業の原資

補助事業に必要な資金は、第5の基金を取り崩して用いるものとする。

(2) 補助率

財団が行う対象区市へ交付する補助金の補助率は、2分の1以内とする。

(3) 補助対象面積

1つの対象区市に対して行う補助対象面積の上限は、1ヘクタールまでとする。

(4) 農的な利用

補助対象とする生産緑地等の農的な利用とは、市民農園、福祉農園、体験農園、セミナー農園、農業研修施設等として利用することとする。

(買取生産緑地等の活用支援)

第7 財団が実施する第4の(2)の事業は、対象区市が、第6で購入した生産緑地等において、都の政策課題の解決に資する施設を設置する場合に、その経費の一部を補助する事業とする。

(1) 補助事業の原資

補助事業に必要な資金は、第5の基金を取り崩して用いるものとする。

(2) 補助対象施設

都の政策課題の解決に資する施設は、次の施設とする。

① 高収益型農業を目指す農家の育成施設の整備

東京都農林総合研究センターで開発された東京型統合環境制御生産システム「東京フューチャーアグリシステム」を用いた栽培施設又はこれと同等の栽培施設の整備

② 農福連携のための福祉農園等の整備

障害者などが社会参画することを目的に農作業を行うための農園の整備

(3) 補助率及び補助金の上限額

1つの対象区市に対して交付する補助金の補助率は5分の4以内とし、補助金の上限金額は1億円とする。

(買取支援及び活用支援の審査等)

第8 財団は、第4の(1)及び(2)の事業の実施に当たり、対象区市からの申請の内容について審査を行う審査会を設置し、関係機関からの意見を聴取するものとする。

2 財団は、前項の審査会による審査結果について、知事に協議することとする。

(財産処分の制限)

第9 対象区市は、本事業の補助を受けて購入した生産緑地及び整備した施設を農的な利用以外の目的に利用してはならない。

2 対象区市は、本事業の補助を受けて取得した財産を事業終了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って効率的な運営を図らなければならない。

3 対象区市は、本事業の補助を受けて取得した財産で、処分制限期間

を経過しない場合においては、財産管理台帳及びその他関係書類を、処分制限期間を経過するまで管理保管しなければならない。

- 4 対象区市は、補助事業により取得した財産を、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、やむを得ない事由による処分をしようとするときは、あらかじめ知事に申請し、その承認を受けなければならない。なお、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数を経過した場合は、この限りではない。
- 5 知事は、4の規定により、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとしたときに、収入のあったときは、当該収入の全部又は一部に相当する額を対象区市に納付させるよう命ずることがある。
- 6 知事は、第6の(4)及び第7の(2)の補助対象要件に違反すると認めるときは、対象区市に対し、補助金相当額の返還を命ずることがある。

（取得した生産緑地等の活用に関する報告）

- 第10 対象区市は、本事業の補助を受けて取得した生産緑地等の利用状況について報告書を年1回作成し、財団を経由して知事に提出するとともに、知事の求めに応じ現地確認を受け入れなくてはならない。

（生産緑地買取・活用支援事業の推進）

- 第11 知事は、別に定めるところにより、財団が第4の1及び2の事業を推進する上で必要な事務経費について補助するものとする。

（推進体制）

- 第12 知事は、本事業の実施に当たり、関係機関との密接な連携を取りながら、関連施策との連携に配慮し、地域の実情に応じて円滑かつ適正に推進する。

（その他）

- 第13 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。

様式1号（第4の2関係）

（文書番号）

年 月 日

東京都知事 殿

公益財団法人東京都農林水産振興財団
理事長

生産緑地買取・活用支援事業の実施に係る要綱等の承認申請書

生産緑地買取・活用支援事業を実施にあたって、事業の実施
について要綱等を定めたので承認申請します。

添付資料

注：策定又は改正した実施要綱、補助金交付要綱の名称を記載する
こと。